

事業用定期借地権設定契約書(案) 新旧対照表

No	頁	条	1	(1)	項目等	修正前	修正後	備考
1	2	5	-	-	(保証金)	第5条 事業者は、賃料、第20条 に規定する遅延利息その他本契約に基づいて生ずる一切の事業者の債務を担保するため、本契約が成立したときに、町に対し保証金として金●●円〔様式集（入札書類審査）の様式I-6に記載の健康支援B〇〇施設の解体・撤去費に係る提案金額〕を預託しなければならない。	第5条 事業者は、賃料、第20条 に規定する遅延利息その他本契約に基づいて生ずる一切の事業者の債務を担保するため、本契約が成立したときに、町に対し保証金として金●●円〔様式集（入札書類審査）の様式I-6に記載の健康支援B〇〇施設の解体・撤去費に係る提案金額〕に、当該額に係る消費税等相当額を加えた金額を預託しなければならない。	
2	3	7	2	(1)	(制限される行為)	(1) 建物に抵当権その他の権利を設定しようとするとき。なお、町及び事業者の協議により、事業者が、本件建物の所有権を町に移転することとなった場合、設定した抵当権その他の権利を抹消し、制約の一切ない完全な所有権とすることとする。	(1) 建物に抵当権その他の権利を設定すること。なお、町及び事業者の協議により、事業者が、本件建物の所有権を町に移転することとなった場合、設定した抵当権その他の権利を抹消し、制約の一切ない完全な所有権とすることとする。	
3	4	7	2	(2)	(制限される行為)	(2) 建物の建設に伴い通常必要とされる程度を超えて、本件土地の原状を変更しようとするとき。	(2) 建物の建設に伴い通常必要とされる程度を超えて、本件土地の原状を変更すること。	
4	5	13	3	-	(契約の解除)	3 事業者は、前2項の規定により町が本契約を解除した場合は、金●●円〔様式集（入札書類審査）の様式I-6に記載の健康支援B〇〇施設の解体・撤去費に係る提案金額〕を違約金として町に支払うものとする。なお、保証金をすでに差し入れている場合、保証金を違約金の一部または全部に充当できるものとする。	3 事業者は、前2項の規定により町が本契約を解除した場合は、金●●円〔様式集（入札書類審査）の様式I-6に記載の健康支援B〇〇施設の解体・撤去費に係る提案金額〕に、当該額に係る消費税等相当額を加えた金額を違約金として町に支払うものとする。なお、保証金をすでに差し入れている場合、保証金を違約金の一部または全部に充当できるものとする。	
5	6	14	2	-	(契約の中途解約)	2 事業者は、事業者が本契約を中途解約する場合、金●●円〔様式集（入札書類審査）の様式I-6に記載の健康支援B〇〇施設の解体・撤去費に係る提案金額〕を違約金として町に支払うものとする。なお、保証金をすでに差し入れている場合、保証金を違約金の一部又は全部に充当することができるものとする。	2 事業者は、事業者が本契約を中途解約する場合、金●●円〔様式集（入札書類審査）の様式I-6に記載の健康支援B〇〇施設の解体・撤去費に係る提案金額〕に、当該額に係る消費税等相当額を加えた金額を違約金として町に支払うものとする。なお、保証金をすでに差し入れている場合、保証金を違約金の一部又は全部に充当することができるものとする。	
6	7	16	3	-	(事業契約の終了による契約の解除)	3 事業者は、本条第1項及び前項の事業契約の解除等が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、金●●円〔様式集（入札書類審査）の様式I-6に記載の健康支援B〇〇施設の解体・撤去費に係る提案金額〕を違約金として町に支払うものとする。なお、保証金をすでに差し入れている場合、保証金を違約金の一部又は全部に充当することができるものとする。	3 事業者は、本条第1項及び前項の事業契約の解除等が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、金●●円〔様式集（入札書類審査）の様式I-6に記載の健康支援B〇〇施設の解体・撤去費に係る提案金額〕に、当該額に係る消費税等相当額を加えた金額を違約金として町に支払うものとする。なお、保証金をすでに差し入れている場合、保証金を違約金の一部又は全部に充当することができるものとする。	